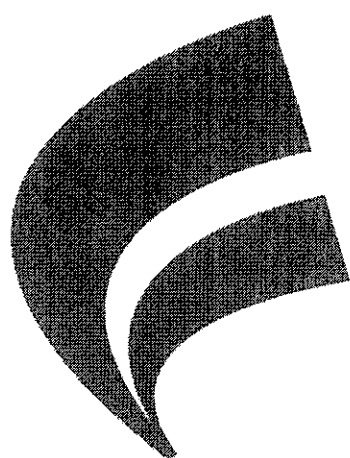


令和4年度 教育委員会

(第11回定例会)

開催日 令和5年2月6日



福岡市

福岡市教育委員会

令和4年度2月定例教育委員会会議日程

日 時 令和5年2月6日(月)午後2時00分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(2月議事録：内田職務代理、飯田委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - ・議案第9号
笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について
 - ・議案第10号
第三次社会教育計画(案)について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和5年3月7日(火)
午後2時～ 市民窓口館 302・303 会議室

議案第9号（2月）

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの
報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

学校教育課

例規審査委員会説明書		部・課	教育委員会 学校教育課
題名	(平成 16 年 笛吹市条例第 48 号)		
	笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
趣旨 目的	(令和 5 年 笛吹市教育委員会規則第 号)		
	笛吹市学校運営協議会規則		
概要	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として努力義務化された学校運営協議会を設置、運用するため、新たな規則を制定する。		
	また、同協議会の委員報酬の額等を定めるため、条例の改正を行う。		
経過	学校が掲げる教育目標の実現に向け、地域住民及び保護者等が学校との連携のもと、一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むために設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定める。		
	加えて、この協議会の委員は、特別職の地方公務員の身分を有することになるため、報酬額等を条例で規定する必要がある。 ついては、第 5 条に費用弁償の規定を、別表に学校運営協議会の 1 回当たりの報酬額として 2,000 円を加える。		
関係 法令	平成 29 年 3 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置の努力義務が課せられた。		
	県教委の指導助言を受け、校長会と協議しながら、既存の組織を活かした学校運営協議会の在り方について検討を進め、令和 5 年度に設置するための準備が整い、規則の制定及び条例の一部改正に至った。		
予算 措置	令和 5 年度当初予算 委員報酬 36,000 円 計上予定		
その他			

議案第 号

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成
16年笛吹市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第67項」を「第68項」に改める。

別表中67の項を68の項とし、同項の前に次のように加える。

67	学校運営協議会委員	1回	2,000
----	-----------	----	-------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

学校運営協議会を設置することに伴い、委員報酬の額等を定めるため、所要
の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市学校運営協議会規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき、笛吹市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、次に掲げる事項の達成を目的とする。

- (1) 地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)が学校との連携の下、目標を共有化し、責任を分かち合い、協働して児童及び生徒の育ちに関わる風土が醸成されること。
- (2) 家庭及び地域の教育力が向上することにより、児童及び生徒の豊かに生きる力が育成されること。
- (3) 地域住民等と学校との信頼関係が深まることにより、地域に開かれ、地域が支え、信頼される学校となること。

(設置)

第3条 笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置することができる。この場合において、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連帯を図る必要があると認めるときには、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、対象学校の校長、地域住民等の意向を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方

針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校運営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項の承認を得た基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

3 対象学校の校長は、第1項の承認が得られない場合は、協議会の意見を聴取し、暫定的な措置を定め、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、協議会の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。この場合において、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、地域住民等に対して活動状況を公開し、積極的に情報提供に努めるものとする。

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(委員)

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、各対象学校につき15人以上とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の通学区域内の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員

(8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分)

第10条 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職とする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長になることができない。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第5条に規定する意見の申出は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

4 協議会の会議の議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の教職員等の会議への出席を求めることができる。

(委員の守秘義務等)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び当該対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第 14 条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適正な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第 15 条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 第 13 条の規定に違反したとき。

(3) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(4) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(運営等)

第 16 条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に関する事項を定めることができる。

(協議会の庶務)

第 17 条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第10号（2月）

第三次社会教育計画(案)について

生涯学習課

第三次笛吹市社会教育計画

(案)

令和 5 年 3 月
笛吹市教育委員会

目 次

第1章 計画策定のあらまし	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画策定の基本方針	3
4 計画の期間	3
5 計画の評価及び見直し	3
6 SDGs との関係	4
第2章 笛吹市の社会教育を取り巻く現状と課題	5
1 笛吹市の現状	5
(1) 歴史及び文化	5
(2) 人口及び世帯数	5
(3) 行政区加入率	6
(4) 産業	7
(5) 交通及び生活圏	7
(6) 市の財政及び予算	8
(7) 学校及び子育て支援施設	10
(8) 社会教育施設	10
(9) 青少年のインターネット利用環境	11
2 笛吹市の社会教育を取り巻く課題	13
第3章 計画の基本理念	14
第4章 基本施策と具体的取組	15
1 子育てしやすいまちづくり	15
(1) 未来を担う青少年を育む環境づくりについて	15
2 人と文化を育むまちづくり	19
(1) 人生を彩る生涯学習の推進について	19
(2) 地域文化の普及と活用への取組の推進について	25
令和4年度 笛吹市社会教育委員名簿	30

第1章 計画策定のあらまし

1 計画策定の趣旨

笛吹市では、平成30年4月1日から8年間を計画期間とする第二次笛吹市総合計画を策定しています。少子高齢化の進行や人口減少、変化する経済、大規模自然災害への防災対策、厳しい財政状況など、様々な課題に対応し、本市に住む誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちとなるよう、『ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～』を将来像に掲げ、様々な施策を展開しています。

社会教育の分野においては、時代の変化や課題を踏まえた上で、笛吹市が目指す社会教育の考え方を明らかにし、具体的な取組を定めるため、平成31年度から4年間を計画期間とする第二次笛吹市社会教育計画を策定し、社会教育の振興を図ってきました。

しかしながら、近年の社会教育を取り巻く環境は、情報化の進展などにより、大きく変化しています。スマートフォンの普及に伴い、コミュニケーション手段の多様化や容易に多くの情報を得やすくなり、生活の利便性が向上している一方、インターネット等による有害情報の氾濫、SNS利用者の低年齢化、インターネットを介したいじめや犯罪被害も問題となっています。

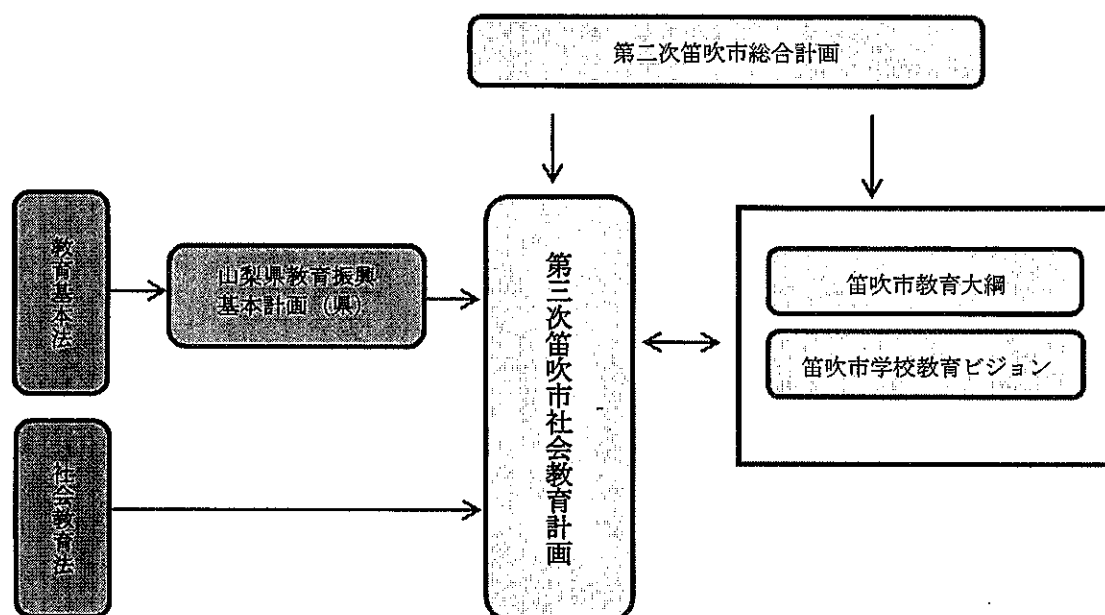
また、家族形態及び就労形態の多様化により地域のつながりの希薄化が進む中、令和元年12月に発生し世界的に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、感染防止対策のため、人と接する機会の急激な減少などにつながり、地域コミュニティの維持にも大きな影響を及ぼしています。

笛吹市教育委員会では、このような社会情勢の変化を踏まえ、第二次笛吹市社会教育計画に基づく社会教育の取組の評価と本市が抱える課題を整理し、基本理念を明確にする中で、本市の社会教育振興のための第三次笛吹市社会教育計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法及び社会教育法に基づき、本市が社会教育に関する施策に係る関係機関等と連携を図りながら、総合的に推進するための指針として策定します。

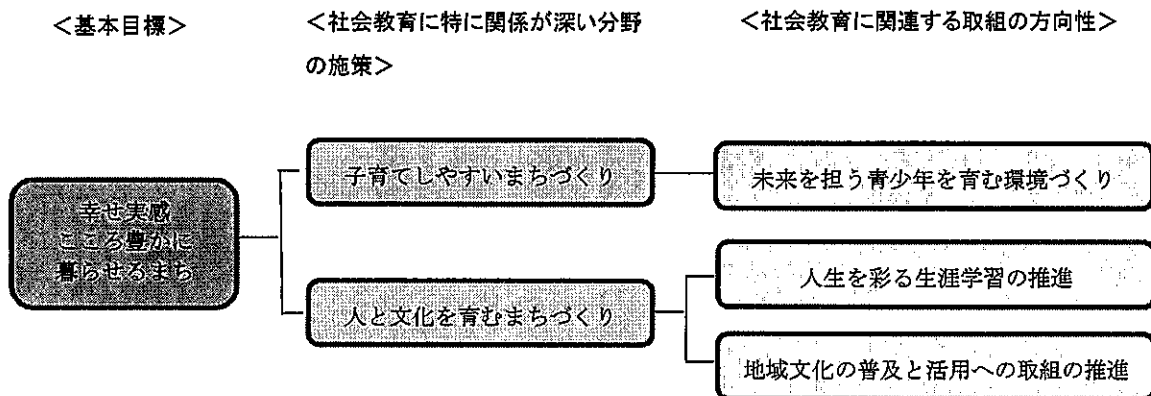
また、本計画は、第二次笛吹市総合計画の将来像を実現するために定めた3つの基本目標のうちの「幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち」に基づくとともに、「山梨県教育振興基本計画」「笛吹市教育大綱」及び「笛吹市学校教育ビジョン」との整合性を図った計画とします。



3 計画策定の基本方針

本計画は、第二次笛吹市総合計画で示した12の施策のうち、社会教育に特に関係が深い2施策と関連する取組の方向性を基に、社会教育を推進するための具体的な取組を定めるものとします。

【第二次笛吹市総合計画の社会教育分野に関連する施策と取組の方向性】



4 計画の期間

第三次笛吹市社会教育計画の期間は、令和5年度から令和8年度の4年間とします。

5 計画の評価及び見直し

計画を着実に推進するとともに、計画期間最終年である令和8年度の数値目標として掲げた数値の達成状況で評価するほか、社会教育環境の変化等に対応するため、事業の進捗状況を検証して、必要に応じて見直しを行います。

また、関係する計画等の基本的な考え方に変更があった場合も、必要に応じて見直しを行います。

6 SDGs¹との関係

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち」の実現に向け取り組むことが、SDGs達成に資するものであるという考えの下、「笛吹市SDGs推進方針」を定め取り組んでおり、各個別計画においてもSDGs要素の反映に努めることとしています。

そのため、本計画についても、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるためのものであることから、社会教育計画の施策ごとに関係するSDGsの目標を示し、SDGsの達成に向け推進していきます。

SDGsの17の目標



¹ SDGsとは、「Sustainable DevelopmentGoals」の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年までの長期的な指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会の共通目標。SDGsは持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されている。

第2章 笛吹市の社会教育を取り巻く現状と課題

1 笛吹市の現状

(1) 歴史及び文化

笛吹市は、都心から西に100kmの首都圏に位置し、東を大月市、西を県庁所在地の甲府市、南を南都留郡富士河口湖町、北を山梨市、北東を甲州市と接しています。

市内には、釈迦堂遺跡をはじめ桂野遺跡や一の沢遺跡などの縄文時代中期の大集落遺跡や岡・銚子塚古墳を代表とする古墳群、甲斐国最古の寺院である寺本廃寺、奈良時代の甲斐国分寺・国分尼寺など遺跡や史跡が多くあります。また、慈眼寺や甲斐国一宮浅間神社等の重要文化財建造物が残されており、古代から中世には甲斐国の中枢機関が置かれるなど、4世紀の古墳時代から武田信虎が甲府躰躰ヶ崎に拠点に移すまでの約千年にわたり、笛吹市が甲斐国の中心地であったことがうかがえます。

中世以降、街道が整備されると、人馬の往来が盛んになり、甲州街道や鎌倉街道の街道沿いは宿場町として賑わうようになりました。

近代から現代にかけては、境川町を拠点に飯田蛇笏(明治18年～昭和37年)・龍太(大正9年～平成19年)が俳壇で活躍し、毎月の句会が開催されるなど、俳句文化が定着してきています。また、平成24年には市内出身で小説家の辻村深月氏が直木賞を受賞し活躍しています。

産業においては、昭和36年に石和町のぶどう畑から温泉が湧き出し、その後山梨県内でも規模の大きい温泉地となりました。また、主要農産物である桃・ぶどうについて、果実郷を築きあげてきた先人たちの偉業をたたえ、発展させていくために、平成17年に「桃・ぶどう日本一の郷」を、平成25年に「日本一桃源郷」を宣言しました。

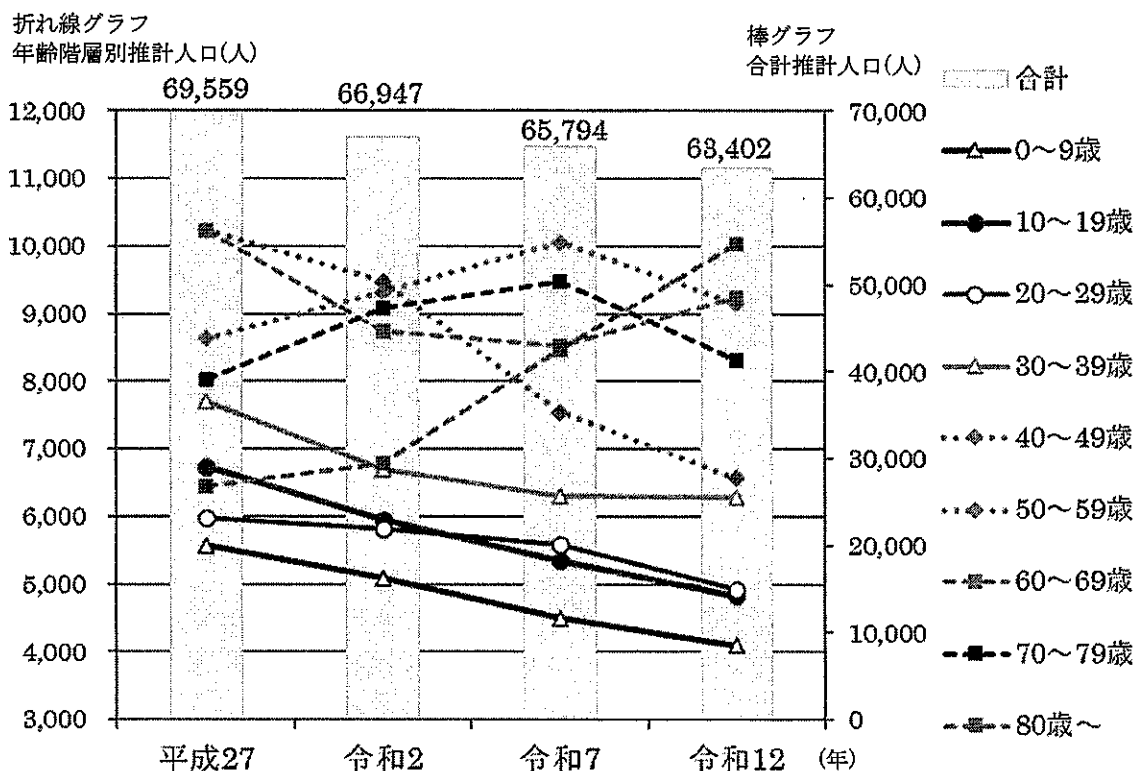
また、本市を含む峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システムが令和4年に世界農業遺産に認定されました。

(2) 人口及び世帯数

令和2年国勢調査によると、笛吹市の人口は66,947人で、平成27年調査時の69,559人から2,612人減少しています。一方、世帯数は26,916で、平成27年の26,268から648世帯増加しています。1世帯あたりの世帯人員は2.49人で、平成27年の2.65人から0.16人減少しており、核家族化が進行しています。

高齢化も進んでおり、平成 17 年に高齢化率が 20%を超え、令和 2 年には 30.5%となりました。

また、国立社会保障・人口問題研究所『日本の市町村別推計人口』（平成 30 年 3 月推計）によると、笛吹市の将来推計人口は、令和 7 年には 65,794 人、令和 12 年には 63,402 人になると推計されています(図 1)。将来推計人口を年齢階層別に見ると、平成 27 年以降から、0～9 歳、10～19 歳、20～29 歳、30～39 歳及び 40～49 歳が減少傾向にあり、80 歳以上が増加傾向にあります。

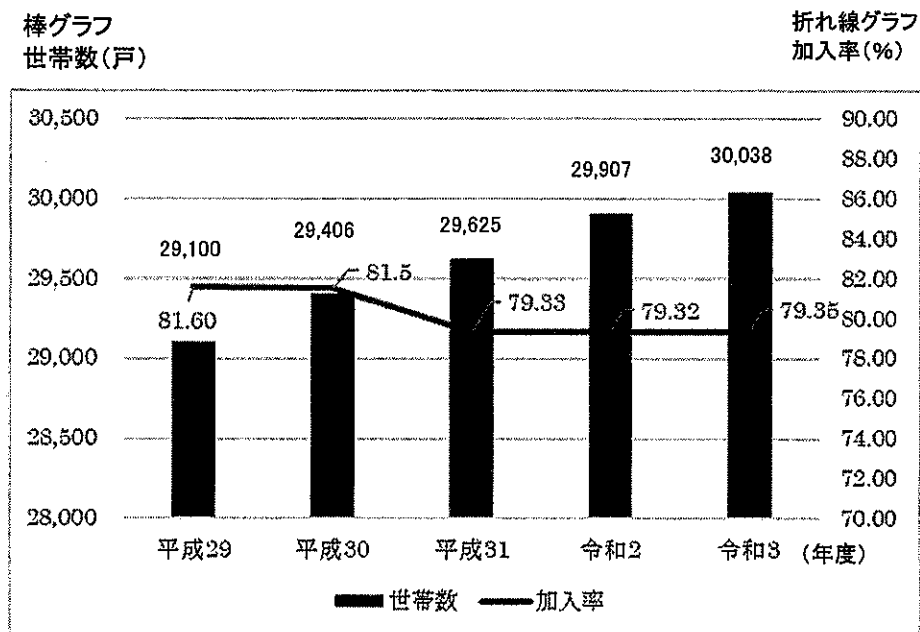


将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している『日本の市町村別推計人口』（平成 30 年 3 月推計）の推計値
平成 27 年、令和 2 年については国勢調査数値

図 1 笛吹市の年齢階層別将来推計人口

(3) 行政区加入率

山梨県笛吹市住民基本台帳行政区別人口統計表及び笛吹市広報配布戸数（行政区加入戸数）に基づき算出した行政区加入率（図 2）は、平成 29 年度は 81.6%、令和 3 年度は 79.35%と 5 年間で 2.25 ポイント減少しています。



(4) 産業

令和2年国勢調査によると、笛吹市の産業別就業者数は、第1次産業が16.1%、第2次産業が21.4%、第3次産業が62.5%で、全国の都市と比べて第1次産業の割合が高いという特徴があります。中でも、桃・ぶどうの収穫量、出荷量及び栽培面積は、いずれも全国1位となっています。桃の開花時期や桃・ぶどうの収穫期など四季を通じて多くの観光客を迎えており、令和3年山梨県観光入込客統計調査報告書によると、年間138万人の観光客が果実と温泉を求めて、笛吹市を訪れています。

また、恵まれた温泉施設を活用した公営温泉施設や足湯広場は、市民や観光客の癒しの場、憩いの場として親しまれています。

(5) 交通及び生活圏

市内には、JR中央本線石和温泉駅と春日居町駅の2つの鉄道駅と、中央自動車道一宮御坂IC、笛吹八代スマートICが立地しており、また、5本の国道(20号、137号、140号、358号、411号)が通過するなど、鉄道と道路交通の要衝となっています。

令和2年国勢調査によると、笛吹市は主に甲府市、山梨市及び甲州市に通学圏や通勤圏をもち、笛吹市から甲府市へ10,050人、山梨市へ2,276人、甲州市へ

1,352 人が通学及び通勤しています。また、笛吹市へは甲府市から 5,563 人、山梨市から 2,028 人、甲州市から 1,509 人が通学及び通勤しています。

なお、甲府市とは日常の買い物等の生活圏としてのつながりも深くなっています。

(6) 市の財政及び予算

令和 4 年度の笛吹市一般会計当初予算を見ると、歳出総額が 388.8 億円で、うち教育費が 46.1 億円となっています(図 3)。教育費のうち、社会教育費は 5.3 億であり(図 4)、その内訳は、社会教育施設整備費²が 0.2 億円、社会教育施設費³が 1.5 億円、社会教育費が 1.0 億円、図書館費が 1.5 億円、青少年育成費が 0.2 億円、文化財保護費が 0.9 億円となっています。(図 5)

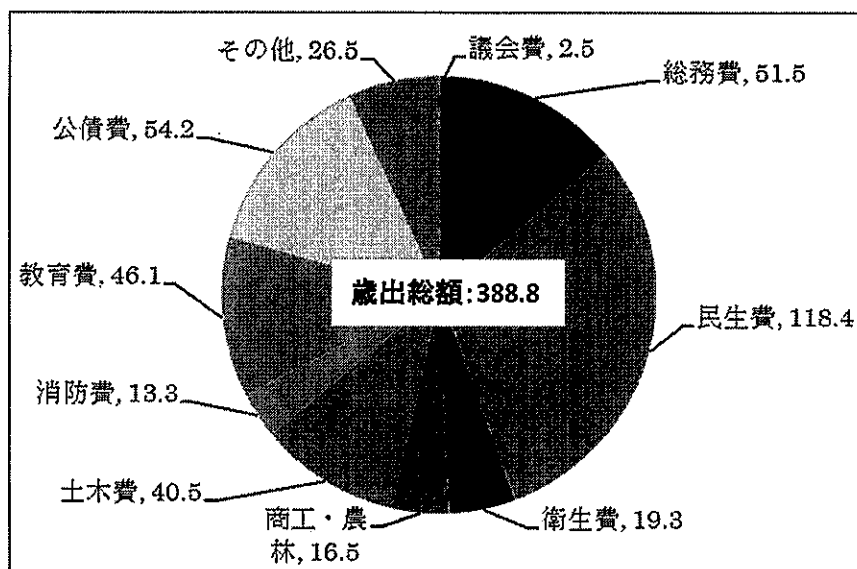


図3 令和4年度笛吹市一般会計歳出当初予算（単位：億円）

² 社会教育施設整備費とは、社会教育施設修繕に係る経費。

³ 社会教育施設費とは、社会教育施設管理に係る経費。

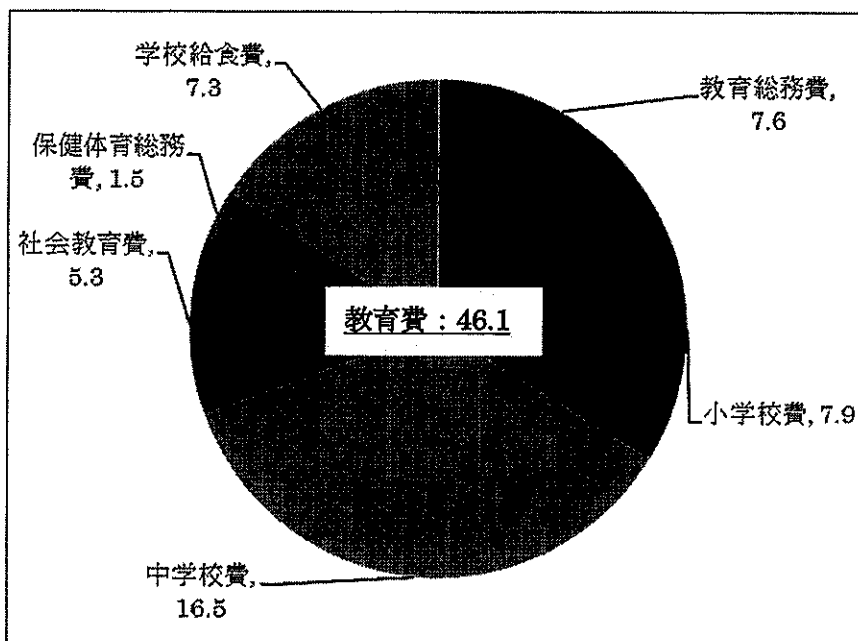


図4 令和4年度笛吹市一般会計歳出当初予算 教育費の内訳（単位：億円）

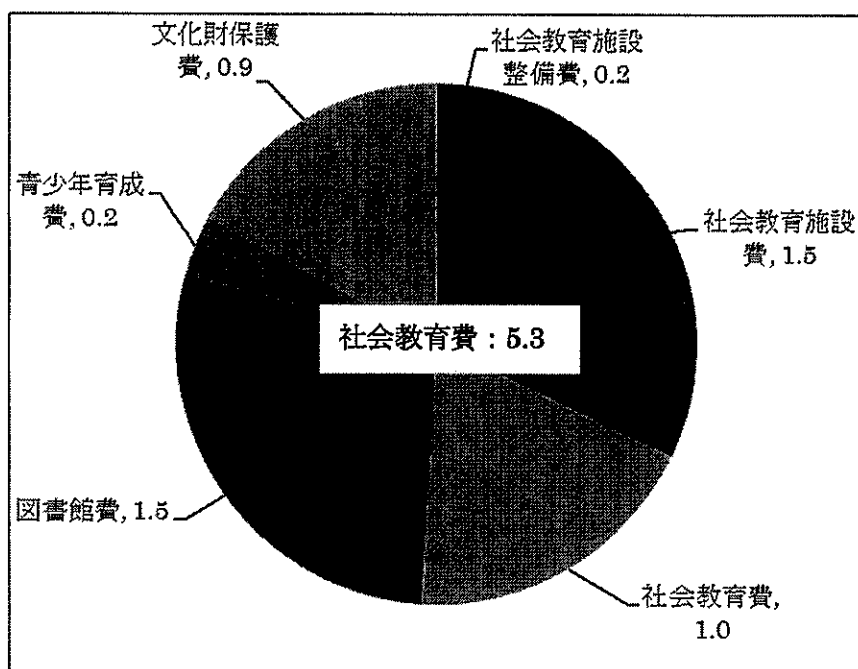


図5 令和4年度笛吹市一般会計歳出当初予算 社会教育費の内訳（単位：億円）

(7) 学校及び子育て支援施設

市内には、小学校 14 校、中学校 5 校、高等学校 1 校、高等支援学校 1 校、保育園等 27 園、幼稚園 1 園、その他子育て支援施設が 23 施設あります。

[学校]

市立小学校(14校、3,193人⁴)、市立中学校(5校、1,556人⁴)
県立高等学校(1校、普通科、果樹園芸科、食品化学科、総合学科)
県立高等支援学校(1校、産業技術科)

[保育園]

市立(11園、定員1,075人⁴(うち、指定管理2園、定員230人))
私立(7園、定員560人⁴)

[認定こども園]

私立(8園、定員810人⁴)

[小規模保育事業所]

私立(1園、定員19人⁴)

[幼稚園]

私立(1園)

[その他子育て支援施設]

児童館・児童センター(6施設)、学童保育所(10施設)、子育て支援センター(7施設)

(8) 社会教育施設

市内には、社会教育施設が 15 施設、文化施設 4 施設、その他の文化施設が 2 施設あります。

[社会教育施設]

スコレーセンター(石和図書館)、スコレーパリオ、御坂農村環境改善センター、学びの杜みさか(御坂図書館)、花鳥児童館、御坂東部地区コミュニティ施設、御坂地区陶芸施設、いちのみや桃の里ふれあい文化館(一宮図書館)、八代総合会館(八代図書館)、若彦路ふれあいセンター、境川総合会館、あぐり情報ステーション(春日居ふるさと図書館)、芦川ふるさと総合センター、芦川グリーンロッジ、芦川やすらぎの里

[文化施設]

八田御朱印公園、青楓美術館、八代郷土館、春日居郷土館

[その他の文化施設]

一部事務組合立釈迦堂遺跡博物館、山梨県立博物館

⁴ 令和4年4月1日現在の人数。

(9) 青少年のインターネット利用環境

令和3年度青少年のインターネット利用環境実態調査(令和4年3月内閣府)によると、年齢別の子供のインターネット利用状況は、0歳で11.6%、1歳で33.7%、2歳では62.6%となっています。また、小学生では、82%以上、中学生では97%以上が利用しており、多くの青少年がインターネットを利用しています。(図6)

一方、笛吹市における携帯電話(スマートフォン及びタブレット端末を含む)の利用状況については、市内小中学校に在籍する小学3年生及び5年生、中学2年生を対象にアンケート調査した山梨県教職員組合笛吹支部発行「令和3年度笛吹教育白書」によると携帯電話(スマートフォン及びタブレット端末を含む)の所有率は、小学3年生で52.4%、小学5年生で64.6%、中学2年生では86.6%となっています。(図7)

携帯電話(スマートフォン及びタブレット端末を含む)を所有している児童生徒の主な利用状況では、多くは家族(保護者)との連絡手段に利用されていますが、中学2年生では、友達との連絡手段に64.6%が利用しています。連絡手段以外の利用方法としては動画視聴やゲーム、勉強で分からない事を調べるために利用しています。動画視聴では、小学3年生で38.7%、小学5年生で41.8%、中学2年生で48.9%が利用しています。ゲーム(オンライン含む)では、小学3年生で37.5%、小学5年生で34.1%、中学2年生で34.6%が利用しています。勉強で分からない事を調べるでは、小学3年生で30.9%、小学5年生で21.6%、中学2年生で17.0%が利用しています。連絡手段以外の利用では、動画視聴の利用がどの学年も多くなっています。(図8)

利用状況(%)

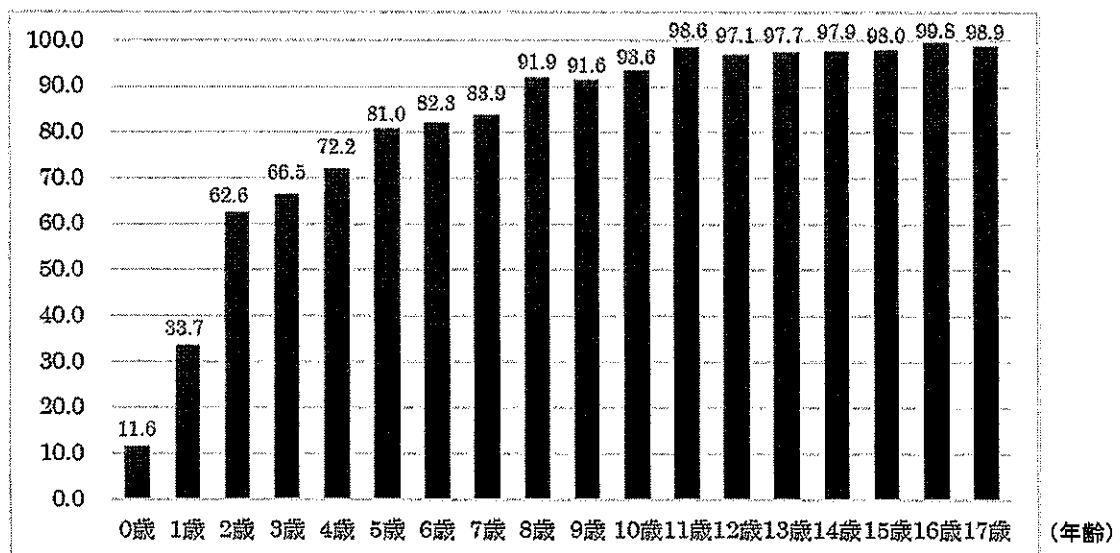


図6 令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査(令和4年3月内閣府発行)

年齢別の子供のインターネット利用状況(%)

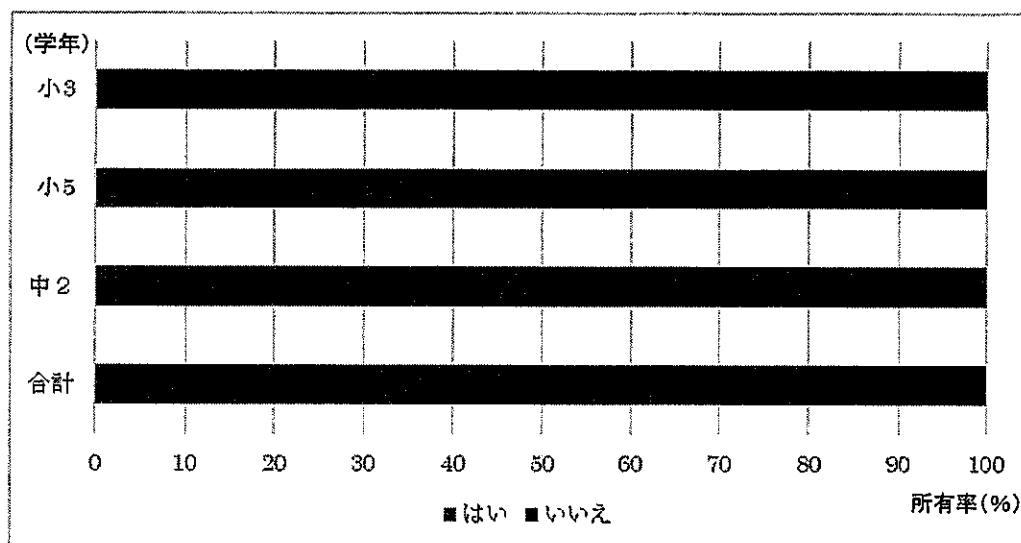


図7 令和3年度 笛吹教育白書（山梨県教職員組合笛吹支部発行）発行
携帯電話（スマートフォン、タブレット含む）所有率（%）

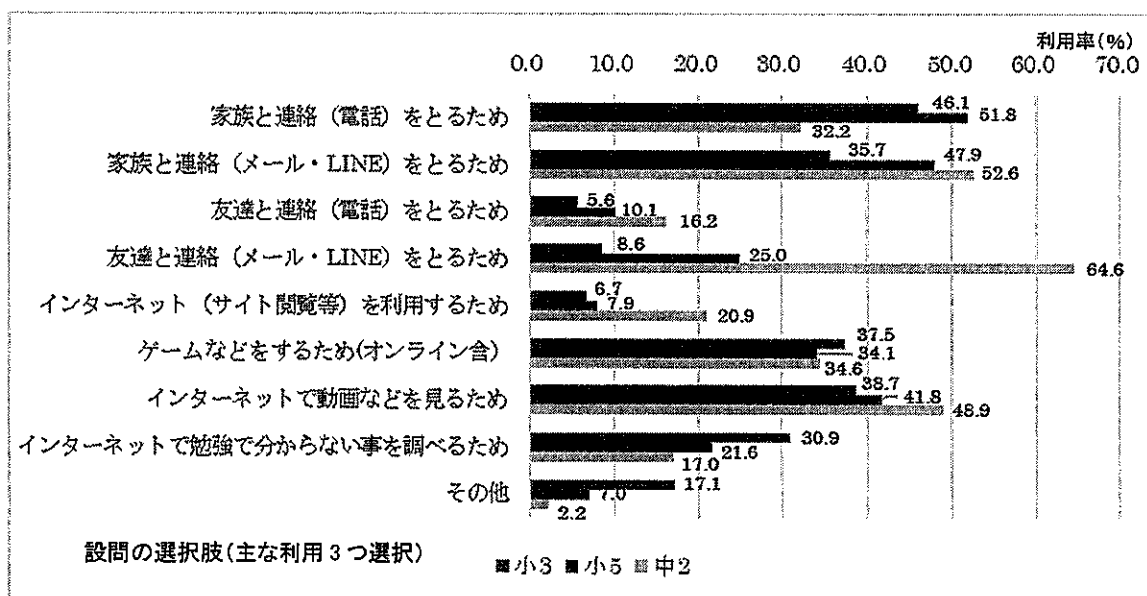


図8 「もっている」と答えた子に対して携帯電話(スマートフォン、タブレットを含む)を主に何のために使っていますか(%) 主な利用3つ選択

2 笛吹市の社会教育を取り巻く課題

近年のスマートフォンの普及に伴い、コミュニケーション手段が多様化し、インターネット犯罪や SNS を使ったいじめ等、青少年が事件に巻き込まれる事案が発生しており、青少年がこころ豊かに健全に学び、育つことができるよう環境を整備する必要があります。

また、核家族化や地区コミュニティの希薄化など青少年を取り巻く地域の環境も変化しています。そのため、青少年団体や青少年育成組織の活動を活性化して地域の教育力を高めるとともに、人づくりの最初場である家庭での教育力を高めていく必要があります。

一方、団塊世代の退職等に伴い、余暇を利用して生涯学習やボランティアに取り組む人が増えており、地域を支える人材の育成に取り組む必要があります。

また、笛吹市は、縄文時代及び古代から中世まで山梨県の政治・文化の中心地であったことから、市内には、貴重な歴史的・文化的遺産が分布しており、これらをネットワーク化し、情報発信していく必要があります。

一方、市の社会教育施設は、老朽化している施設が多いため、計画的な改修を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本理念

社会教育法第二条において、「社会教育」とは学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動⁵とされています。

前章の現状と課題を踏まえ、笛吹市は、子どもや若者の健全な育成を地域で見守り、支えるため、家庭や地域の教育力の向上に努めるとともに、市民ニーズが多様化する中で、市民が学ぶ意欲を持ち、新しい知識の習得を励みとして学習できる環境づくりを目指します。

また、多くの市民が優れた芸術に触れ、地域の貴重な歴史的・文化的遺産を身近に感じられる環境を提供することも必要であり、地域活力の向上、地域を支える人材の育成に向けて、社会教育の分野で寄与していくことが重要となっています。

こうしたことから、第三次笛吹市社会教育計画の基本理念を、

『 学びあい 支えあい 高めあう地域力 』

とします。

⁵ 教育活動とは、体育及びレクリエーションの活動を含む。

第4章 基本施策と具体的取組

本章では、計画の基本理念「学びあい 支えあい 高めあう地域力」の実現に向けて、第二次笛吹市総合計画における社会教育に関係が深い2つの施策「子育てしやすいまちづくり」「人と文化を育むまちづくり」と、社会教育に関連する3つの取組の方向性「未来を担う青少年を育む環境づくり」「人生を彩る生涯学習の推進」「地域文化の普及と活用への取組の推進」に基づき、取組の方向性ごとに現状を整理し、基本理念実現に向けた具体的取組を示します。

1 施策 「子育てしやすいまちづくり」

(1) 取組の方向性 「未来を担う青少年を育む環境づくり」について

ア 現状

(ア) 振り返り

- ・深夜営業をしているアミューズメント施設やネットカフェ、公園など、深夜から早朝にかけて青少年のたまり場になりやすい施設があります。
- ・平成23年度に、アミューズメント施設周辺及び石和温泉駅周辺、さらに平成26年度に清流公園に防犯カメラを設置しました。
- ・平成29年度に石和温泉駅前交番が開設されました。
- ・インターネット犯罪やSNSを使いたいじめ等、青少年に有害な情報がスマートフォンやインターネットのウェブサイト上に氾濫し青少年を巻き込む事件が発生しています。
- ・保護者から、不審者対策を強化してほしいとの声が寄せられています。
- ・笛吹警察署管内の非行少年及び補導者数は、令和元年度が727人、令和2年度が623人、令和3年度が331人と減少しています。
- ・平成19年度に、石和町富士見地区に暴力団事務所が進出し、市民全体で追放活動を始め、富士見地区暴力団追放対策協議会のもと継続的な取組の結果、令和4年3月に土地の売却が決定し、暴力団事務所が撤去されました。
- ・少子化や地区コミュニティの希薄化など近年の社会情勢から、子どもクラブ等の青少年関係団体への加入者は年々減少し、子どもクラブ活動に影響を及ぼしていますが、笛吹市では、子どもクラブ球技大会を積極的に開催するなどして活動の推進をしています。
- ・青少年育成コーディネーターを配置し、支援体制が充実しています。

- ・核家族化や地区コミュニティの希薄化、青少年を取り巻く社会環境等の変化により社会性に欠ける子どもが増えてきています。
- ・有害図書類・有害がん具類の自動販売機が市内1箇所(境川地区)に設置されたままになっています。
- ・民法の改正により、令和4年に成人年齢が20歳から18歳に引き下げになりました。
- ・家庭教育を充実すべきだとの意見が寄せられています。

(イ) 課題及び問題点

- ・娯楽施設等に対して、青少年防犯体制の協力を呼びかけていく必要があります。
- ・学校、家庭、地域、団体が防犯意識を高める取組を行う必要があります。
- ・青少年がこころ豊かに育つよう、青少年団体や青少年育成組織の活動を支援するとともに、人づくりの最初場である家庭での教育力を高めていくための支援が必要になっています。
- ・青少年がこころ豊かに健全に学び、育つことができるよう環境を整備することが必要です。

(ウ) 市の社会教育行政が実施している事業

① 青少年育成事業 (生涯学習課)

〈内容〉

- ・青少年育成コーディネーターを中心に、青少年の健全育成に関する事業を実施しています。(子ども講座の開催、スケート教室などスポーツに関する講座の開催、職業体験を取り入れた講座の開催など)
- ・地域や関係者と連携及び協力して、地域ごとに青少年の非行・被害防止を目的に見回り活動を行う愛のパトロールを実施しています。
- ・青少年の非行・被害防止全国強調月間及び子ども・若者育成支援強調月間の期間中に講演会等の啓発事業を開催しています。

青少年育成関係団体	地区子どもクラブ 地区育成会 青少年育成推進協議会(8団体)
-----------	--------------------------------------

② 成人式事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・新成人が主体の実行委員会(10～50人)を中心に、成人の日の前日(1月第2週の日曜日)に市内1会場で令和3年度までは成人式、令和4年度からは、呼称変更に伴い「二十歳の誓い」を実施しています。

③ 放課後子ども教室事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・放課後の時間帯における子どもたちの安全・安心な居場所づくりの一環として、協働活動支援員を中心に学習(宿題)、地域活動、異学年との交流、外遊び、内遊びを行っています。
- ・笛吹市放課後子ども総合プラン運営委員会を設置し、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施するための新・放課後子ども総合プランについて効果的に実施できるよう取り組んでいます。

イ 基本理念実現に向けた具体的取組



取組の方向性「未来を担う青少年を育む環境づくり」に基づき、基本理念実現に向け、以下の取組を進めていきます。

- ・青少年を取り巻く社会環境の実態を把握し、青少年の被害及び非行を防止するため、社会環境実態調査を実施します。
- ・青少年にとって有害な図書販売店やゲームコーナー等、市内の58箇所(令和3年度)を巡回調査します。
- ・有害図書類・有害がん具類の自動販売機撤去のために、警察と協力しながら関係機関と対応します。
- ・学校など関係機関と連携して、インターネットを使った「犯罪」や「いじめ」等の被害から青少年を守るため、児童の保護者を対象に、携帯フィルタリング・サービス⁶を普及する啓発活動に取り組みます。
- ・愛のパトロール活動の取組を更に充実させて、青少年の非行防止を推進します。

⁶ 携帯フィルタリング・サービスとは、携帯電話の出会い系サイトやアダルトサイトなど、未成年に有害なウェブ・サイトを遮断するサービスのこと。

- ・青少年育成推進協議会主催で講演会等を開催します。
令和3年度には、「子どものネット・ゲーム依存対策と情報モラル教育推進にむけて」をテーマに講演会を行いました。
- ・心身ともに健全な子どもを育成するとともに、地域の子どもたちが学年を越えたきずなを深めていくため、子ども祭りや地域の子どもクラブや育成会の活動を支援します。
- ・青少年の健全育成に向けた啓発事業を開催します。
- ・青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)と、子ども・若者育成支援強調月間(11月)の期間中に、講演会、広報啓発キャンペーン及び環境浄化活動(有害図書等の除去)等を実施します。
- ・20歳を迎えた若者をメンバーとした実行委員会を組織し、「二十歳の誓い」を開催します。
- ・令和4年に成人年齢が引き下げられたことから、関係部局と連携しながら消費者教育を進めていきます。
- ・市内の自然や文化財を活用し、地域に根ざした、親子文化財巡り及び親子工作教室、自然体験教室等の体験活動事業を実施します。
- ・家庭教育の推進を図るため、育成会やPTAなどによる啓発活動を支援します。
また、家庭教育に関する講演会等の開催を支援します。
- ・放課後子ども教室事業の充実を図り、児童生徒の安心で安全な居場所づくりを行うとともに、こころ豊かに健全に学び育つことができる環境づくりに努めます。

数値目標（第二次笛吹市総合計画 令和4年度実施計画参考）

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
青少年育成推進協議会主催事業への参加者数	114 人	300 人
放課後子ども教室利用児童・生徒数 (年間延人数)	12,099 人	15,000 人

2 施策 「人と文化を育むまちづくり」

(1) 取組の方向性 「人生を彩る生涯学習の推進」について

ア 現状

(ア) 振り返り

- ・団塊世代の退職等に伴い、余暇をもつ市民が増え、生涯学習、ボランティアのニーズが増えています。
- ・市民から、もっと学習機会を増やしてもらいたいという意見があります。
- ・市民講座受講者から、講座内容に対して一定の評価があります。また、受講者から、同一講座を長く継続してほしいという要望があります。
- ・生涯学習コーディネーターを配置して、地域の高齢者学級や子ども教室の企画運営及び自治公民館が自ら企画運営する講座の開催をサポートしています。
- ・自主開設講座数⁷は、年々増加傾向にあります。
- ・市民講座の受講者数は、令和元年度 742 人、令和 2 年度 645 人、令和 3 年度 870 人となっています。また、平成 23 年度から、1 年間を通して深く学ぶ単位制の講座として「スコレー大学」をスタートし、受講者数は、令和元年度 40 人、令和 2 年度 29 人、令和 3 年度 72 人となっています。
- ・スコレー大学では、累積履修単位数が 10 単位に達した受講者にスコレー大学修了証書を授与していますが、平成 31 年に 1 人、令和 3 年に 1 人の修了者がいます。
- ・市民の価値観が多様化し、新しい知識や能力の習得など、生涯を通じて学ぶ意欲を持った人が増えています。
- ・社会教育施設の老朽化が進み、維持管理費が増加しています。
- ・平成 18 年度から社会教育施設の管理及び運営に指定管理者制度を導入しました。
- ・条例公民館⁸として、スコレーセンター（石和地区）、御坂農村環境改善センター（御坂地区）、いちのみや桃の里ふれあい文化館（一宮地区）、八代総合会館（八代地区）、境川総合会館（境川地区）、あぐり情報ステーション（春日居地区）の 6 館があります。
- ・行政区が自治公民館⁹を使い、自ら企画運営する講座等の催しに対して、講師料の一部を補助する「スコニティ講座」を行っています。

⁷ 自主開設講座数とは、市民講座から独立し、個々に立ち上げた講座をいう。

⁸ 条例公民館とは、社会教育法に基づいて市が設置し、管理及び運営している公民館をいう。

⁹ 自治公民館とは、地区（行政区）が管理及び運営し、地区の公民館活動等の拠点となっている地区コミュニティ施設をいう。

- ・市立図書館における市民一人当たり図書等貸出数は、令和2年度3.9点で、令和2年度県平均3.6点に比べると高い水準にありますが、平成21年度のピーク時の10点から減少傾向にあります。

(イ) 課題及び問題点

- ・生涯学習教室、講座は、幅広い年齢層が参加できるよう、それぞれのニーズに即した内容での開催が必要です。
- ・市民講座受講者が高齢者や女性に偏っており、また、受講者が固定化しています。
- ・市民講座等で学んだ成果を活かす場が少ないため、それを発揮できる場を増やしていく必要があります。
- ・市民のライフスタイルの変化や学習ニーズの多様化等に伴って、社会教育の分野に民間手法や市民の力を活用する考え方が模索されています。
- ・市の社会教育施設は、ほとんどが老朽化しているため、施設の統廃合も含め計画的な修繕が必要です。
- ・文化協会会員の高齢化により、新規会員の獲得が課題です。
- ・市民の文化水準を高めていくため、多くの市民が、レベルの高い音楽演奏や芸術作品に触れることができる場や機会について、確保していく必要があります。
- ・市民の学びの場である図書館として、資料の充実や、本を介した親子の触れ合いなどの子育て支援、また、読書相談や資料の検索、提供による課題解決の手伝いを行い、誰もが利用しやすい環境づくりが求められています。

(ウ) 市の社会教育行政が実施している事業

① 市民講座事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・年間を通して学ぶスコレー大学を開催しています。
- ・関係機関と連携し、社会教育施設や体育施設等で市民講座を主(共)催しています。

令和3年度の講座数85講座、延べ受講者数3,000人

- ・スコレー大学（2講座、690人）
- ・市民講座(2期制、53講座、1,966人)
- ・地域高齢者講座(12講座、94人)
- ・子ども講座(18講座、250人)

② 公民館管理事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・市が設置した公民館の安全管理を行っています。

【条例公民館】	石和公民館(スコレーセンター) 御坂公民館(御坂農村環境改善センター) 一宮公民館(いちのみや桃の里ふれあい文化館) 八代公民館(八代総合会館) 境川公民館(境川総合会館) 春日居公民館(あぐり情報ステーション)
---------	---

- ・地区の公民館活動を促進しています。

地区の公民館活動	スコニティ講座(令和3年度2講座、延べ28人受講)
----------	---------------------------

③ 社会教育事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・社会教育委員の会議及び公民館運営審議会を開催し、社会教育事業や公民館活動についての審議及び調査研究を実施しています。
- ・社会教育及び公民館事業の関係機関(全国・関東甲信越静岡ブロック・県・峡東3市)と連携を深め、情報交換や研鑽に努めています。

④ 社会教育施設管理運営事業（生涯学習課）

〈内容〉

・社会教育施設 15 箇所の管理及び運営を行っています。

社会教育施設	利用者数 令和 3 年度
スコレーセンター	25,172 人
スコレーパリオ	4,618 人
御坂農村環境改善センター	5,614 人
学びの杜みさか	7,866 人
花鳥児童館	231 人
御坂東部地区コミュニティー施設	309 人
御坂地区陶芸施設	31 人
いちのみや桃の里ふれあい文化館	17,564 人
八代総合会館	11,930 人
若彦路ふれあいセンター	1,084 人
境川総合会館	2,275 人
春日居コミュニティーセンター(※)	47 人
芦川ふるさと総合センター	712 人
芦川グリーンロッジ	385 人
芦川やすらぎの里	50 人

※令和 4 年度から、春日居コミュニティーセンターは社会教育施設から

除外され、あぐり情報ステーション施設が社会教育施設となっています。

社会教育施設のうち、指定管理者が運営する施設

スコレーセンター、スコレーパリオ、八代総合会館、境川総合会館(公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団)、いちのみや桃の里ふれあい文化館(一般社団法人管理プロやまなし)、芦川グリーンロッジ、芦川やすらぎの里(㈱農楽人)

⑤ 文化振興事業（生涯学習課）

〈内容〉

・市民の自主的な文化・芸術活動を促進するため、文化協会などの活動を支援しています。

補助金を交付している文化団体	文化協会 (令和3年度6団体、専門部110部、部員1,520人)、 公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団
----------------	---

・公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団による演奏会や講演会等の開催を支援しています。

⑥ 図書館管理事業（図書館）

〈内容〉

- ・市内 5 箇所の図書館の管理及び運営を行っています。
- ・図書館資料の貸し出し、資料の整理を行っています。

図書館資料の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

資料蔵書数	481, 141 点
内 石和図書館	174, 201 点
御坂図書館	90, 367 点
一宮図書館	125, 113 点
八代図書館	41, 981 点
春日居ふるさと図書館	49, 479 点
年間図書貸出数	304, 852 点

- ・レファレンス（読書相談・課題解決の手伝い）を行っています。
- ・読み聞かせやお話し会等、保育所、老人施設及び児童館でイベントの開催や図書の団体貸出をしています。
- ・館内のディスプレイや図書館だよりの発行などにより本の情報を発信しています。

イ 基本理念実現に向けた具体的取組



取組の方向性「人生を彩る生涯学習の推進」に基づき、基本理念実現に向け、以下の取組を進めていきます。

- ・性別や年齢に関係なくあらゆる市民が学ぶ機会となる「市民講座」、市民が深く学ぶことができる「スコレー大学（単位制の市民講座）」を引き続き開催します。
- ・関係部局との連携を図り、市民の健康づくりなどのニーズに合わせた講座を開催します。
- ・社会教育の抱える今日的な課題の解決に向けて、先進事例の収集や専門知識の習得等、研鑽に努めます。
- ・全国、関東甲信越静及び山梨県の社会教育研究大会や公民館研究大会に参加します。
- ・峡東地域教育推進連絡協議会に参加します。

- ・生涯学習コーディネーターを中心に、市内の公民館で市民講座を開催するなど公民館活動を促進します。
- ・地区が主催する講座の企画について助言を行ったり、講師料の一部を補助したりする「スコニティ講座」を引き続き実施し、自治公民館の自主的な学習活動を促します。
- ・市が設置する条例公民館 6 館を含む社会教育施設 15 箇所の管理及び運営を行います。
- ・施設及び設備が安全に利用できるよう、定期的に点検し、必要に応じて補修するなど、保守を行います。
- ・御坂農村環境改善センター及び御坂東部地区コミュニティー施設について、機能に移転し老朽化に伴う取り壊しを予定しています。
- ・文化協会主催による文化祭の開催を支援します。
- ・笛吹市文化協会や公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団と協力し、市民がレベルの高い文化・芸術・音楽に親しむ環境を充実させていきます。
- ・笛吹市子どもの読書活動推進計画に基づき、子育て支援センター等と連携した読み聞かせを引き続き実施するなど、子どもの読書活動の更なる充実を図ります。また、乳児検診（10 か月）時のブックプレゼントを行い親子の触れ合いを創出する子育て支援をします。

数値目標（第二次笛吹市総合計画 令和 4 年度実施計画参考）

指標	現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
文化協会所属専門部数	113 部	113 部
文化協会所属人数	1,612 人	1,612 人
市民講座参加者数	1,143 人	1,200 人
スコニティ講座開催地区数	4 か所	30 か所

(2) 取組の方向性 「地域文化の普及と活用への取組の推進」について

ア現状

(ア) 振り返り

- ・平成 19 年度から、芦川町の兎造民家に代表される伝統的建造物群の調査を実施し、平成 21 年度に調査報告書を刊行しました。
- ・後継者不足等で、地域の伝統芸能を継承することが困難となりつつある保存会があります。
- ・令和 4 年 6 月現在、笛吹市には 13 件の国指定重要文化財¹⁰、62 件の県指定文化財、135 件の市指定文化財があります。また、5 件の国登録文化財¹¹があります。
- ・一宮町に所在する早川家住宅が、平成 29 年度に国の登録有形文化財になりました。また、早川徳次の功績について市民グループが、啓発活動を積極的に行っています。
- ・笛吹市では、「星降る中部高地の縄文の世界」と「葡萄畑が織りなす風景」が日本遺産に認定されています。
- ・4 世紀に岡・銚子塚古墳が造られて以来、笛吹市域には寺本廃寺や国分寺、国分尼寺が造営され、国府や御厨¹²が置かれるなど千年を超えて甲斐国の政治文化の中心であり続けました。このような歴史的背景から笛吹市は平成 21 年度に「甲斐国千年の都 笛吹市」を宣言しました。
- ・平成 22 年度に笛吹市と山梨県立博物館が、相互の発展及び活性化に資することができるよう、各種事業(学校教育、生涯学習、文化振興、観光振興等)における連携を目的に協定を結びました。
- ・近現代において、政治・経済・学問などで活躍された笛吹市にゆかりのある 20 人を偉人に選定し、紹介するためのパネルを作成しました。
- ・市内の文化財を積極的に活用し、県内外に PR していくよう求められています。
- ・市内に所在する国・県・市指定文化財を紹介した「笛吹市文化財ガイドブック」を刊行しました。
- ・地域を散策するマップや解説データをもっと充実させてほしいという要望があります。
- ・ボランティアガイド笛吹による独自の活動が活発に行われています。

¹⁰ 指定(重要)文化財とは、強い規制と手厚い保護措置により文化財対象物を守り継承するための制度。

¹¹ 登録文化財とは、強い規制を取らずに、緩やかな保護措置を特徴とする制度。(大切に使い、活用しながら継承していく制度)

¹² 御厨(みくりや)とは、平安時代中期から中世にかけて伊勢神官が各地に持った荘園。その地域の特産品を集積するとともに、流通の拠点でもあった。

- ・まちづくり基礎調査で「市の文化遺産や地域の文化に触れたことがある」市民の割合は、平成 25 年度は 45.2%でしたが、平成 29 年度に実施された第二次笛吹市総合計画市民アンケートでは、46.2%とわずかですが増加しています。
- ・笛吹市には史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡、県立博物館、一部事務組合立釈迦堂遺跡博物館、春日居郷土館、八代郷土館、青楓美術館、八田家書院のほか、多くの古社寺があり、近隣自治体と比べて市民が歴史的・文化的遺産に触れる機会に恵まれています。
- ・開館 30 周年を迎えた釈迦堂遺跡博物館記念では、リニューアル工事が行われました。埋蔵文化財の調査を早急に完了させてほしいという意見がある一方で、埋蔵文化財を記録保存し、調査成果を公開してほしいという意見があります。
- ・史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡では、昭和 58 年度から史跡指定地の公有化を進めており、公有地化率は 80%に達しています。
- ・史跡整備のための基礎的データ収集や国分寺跡の中心伽藍の発掘調査を行い金堂跡の位置と規模、講堂南面の様相、回廊位置について把握することができました。
- ・甲斐国分寺跡の公有地化を進めるとともに、これまで行ってきた発掘調査の成果をまとめた調査報告書を刊行しました。
- ・甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の保存活用計画を令和 4 年度から令和 5 年度にかけて策定します。
- ・甲斐国分寺跡・国分尼寺跡では、公有地化した箇所の早急な整備・活用が望まれていることから、金堂周辺の暫定的整備に着手しました。
- ・春日居郷土館や青楓美術館では、近年入館者数が伸び悩んでいます。
- ・俳壇で活躍した飯田蛇笏・龍太の居宅「山廬」を中心に、俳句文化の継承及び普及を目的として、平成 26 年度に山廬文化振興会が設立されました。
- ・平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、山廬文化振興会へ支援を行い、山廬俳諧堂・狐亭の復元、後山の整備が行われました。
- ・毎年、「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生・中学生俳句会を実施し、近年は 3 万 5 千句を超える作品が寄せられています。

(イ) 課題及び問題点

- ・芦川の「兜造民家群」や浅間神社の「大神幸祭り」等、現在に引き継がれている有形・無形の伝統的な文化を保存継承する必要があります。
- ・全国で指定文化財の盗難が発生していることから、文化財を保管している施設の防犯対策が求められています。
- ・地域の伝統芸能を守り、後世に伝えていくため、後継者を育成する団体へ助成や後継者育成に協力する必要があります。

- ・笛吹市は、縄文時代及び古代から中世まで山梨県の政治・文化の中心地であったことから、市内には、貴重な歴史的・文化的遺産が分布しており、これらをネットワーク化し、情報発信していく必要があります。
- ・果実と温泉を目当てに訪れる観光客に、市の文化的遺産や文化の里をアピールしていく必要があります。
- ・修理を必要とする指定文化財や指定文化財を説明するための説明板が増加しています。
- ・史跡の保存整備を推進する必要があります。
- ・春日居郷土館、八代郷土館、青楓美術館、八田家書院、八田御朱印公園の管理及び運営、活用方法を検討していく必要があります。
- ・笛吹市は、俳壇で活躍した飯田蛇笏・龍太をはじめ、数多くの人材を輩出してきました。こうした文化を継承し、発展させていくため、市民の文化的財産として育てていく必要があります。
- ・毎年、全国小学生・中学生俳句会を実施していますが、市外学校からの応募が減少傾向にあります。
- ・市内各小中学校への俳句出前授業は、新型コロナウイルス感染症まん延防止対応のため、学校における俳句出前授業の取組が減少しています。

(ウ) 市の社会教育行政が実施している事業

① 文化財保護事業 (文化財課)

〈内容〉

- ・市内の指定文化財を保護及び保存するための対策を行っています。

国指定文化財(重要文化財 11、史跡 2)、国登録文化財 5、県指定文化財 62、市指定文化財 135

② 文化財活用事業 (文化財課)

〈内容〉

- ・市内の文化財を活用した事業を行っています。

文化財めぐりの実施、文化財説明板の修理、郷土学習用デジタルデータの作成

③ 埋蔵文化財発掘調査事業 (文化財課)

〈内容〉

- ・市内の埋蔵文化財包蔵地における各種開発に対する試掘調査と、個人住宅建設に伴う発掘調査、またこれら調査の出土品整理を行っています。

④ 史跡甲斐国分寺跡整備事業 (文化財課)

〈内容〉

- ・甲斐国分寺跡と国分尼寺跡を保存し、歴史を体験できる場として整備を進めています。

⑤ 文化財保存整備事業（文化財課）

〈内容〉

- ・岡・銚子塚古墳、竜塚古墳、亀甲塚古墳及び寺本古代寺院跡などの管理と史跡管理団体等への支援を行っています。

⑥ 青楓美術館管理運営事業（文化財課）

〈内容〉

- ・青楓美術館の管理と作品の展示、保全を行っています。

⑦ 八田御朱印公園管理事業（文化財課）

〈内容〉

- ・八田家書院及び御朱印公園の管理及び運営を行っています。

⑧ 笛吹市博物館管理運営事業（文化財課）

〈内容〉

- ・春日居郷土館、八代郷土館の管理及び運営を行っています。

⑨ 俳句の里づくり推進事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・全国の小中学生から俳句の作品を募集して審査し、文部科学大臣賞をはじめとする各賞を設け、表彰式を実施しています。
- ・市内各小中学校を対象に俳句出前授業を実施しています。

イ 基本理念実現に向けた具体的取組



取組の方向性「地域文化の普及と活用への取組の推進」に基づき、基本理念実現に向け、以下の取組を進めていきます。

- ・和楽器、郷土芸能の指導者・継承者を養成する教室を開催します。
- ・文化財史跡・天然記念物を保護、保存及び管理します。
- ・地区に伝わる伝統文化の一覧を作成し、文字や映像として保存します。
- ・市の文化財の情報を、市民及び市外の人にも知ってもらうため、PRイベントを開催し、広報紙やホームページ等に取り上げていきます。

- ・文化財めぐり、古道散策等の開催を行います。
- ・文化財冊子、地域を散策するマップや解説データの作成、チラシや通知類に文化財情報につながる QR コード印字をします。
- ・過去に行われ、又は現在も受け継がれている伝統行事や郷土芸能を調査して、電子媒体に記録し、活用していきます。
- ・釈迦堂遺跡博物館を核として、縄文文化の発信に取り組みます。
- ・工事等に伴う埋蔵文化財の試掘調査及び本調査を実施し、出土品を整理し、調査報告書を刊行します。
- ・岡・銚子塚古墳、竜塚古墳を保存、管理、活用します。
- ・春日居郷土館や八代郷土館で、市内に所在する貴重な歴史資料を保存するとともに、保存資料を公開します。
- ・青楓美術館で、収蔵してある津田青楓の作品を広く市民に公開します。
- ・春日居郷土館、八代郷土館、青楓美術館、八田家書院、八田御朱印公園の管理及び運営を行います。また、企画展等を開催します。
- ・春日居郷土館や、小川正子記念館の展示や企画の充実により、入館者の増加に繋がります。
- ・市内の文化財や史跡を案内するガイドの育成を行い、市民や観光客が笛吹市の歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。
- ・「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生・中学生俳句会の開催にあたり、全国の小中学校への募集及び市町村教育委員会へ周知を図り、山廬文化振興会と連携し、俳句の里の PR に努めます。また、応募実績がない県内小中学校へ周知依頼を行い県内における PR に努めます。
- ・市内各小中学校で実施している俳句出前授業について、学校への周知及び連携を図りながら授業実施回数を増やし、子ども達に俳句への取組を通じた情操教育を行います。

数値目標（第二次笛吹市総合計画 令和4年度実施計画参考）

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
小学生・中学生俳句会への投句数	36,175 句	40,000 句
俳句出前授業の実施数	16 回	20 回
古道めぐり、現地見学会等、開催したイベントの参加人数	350 人 (平成29年度)	400 人
春日居郷土館、八代郷土館、八田家書院、青楓美術館への入館者数	2,611 人	7,000 人

笛吹市社会教育委員名簿

令和4年度

氏名	役職	備考
鶴 田 一二美	議 長	一宮地区
橋 田 良 也	副議長	学識経験者
小 川 幸 彦	委 員	笛吹市文化協会
須 田 徹	委 員	ふえふき文化・スポーツ振興財団
蘆 田 俊 哉	委 員	笛吹市小中学校校長会
廣 瀬 志 保	委 員	山梨県立笛吹高等学校
山 本 千 種	委 員	笛吹市青少年育成推進協議会
渡 邊 真 史	委 員	NPO 法人 学びの広場ふえふき
金 子 津多恵	委 員	学識経験者
古 屋 修 二	委 員	学識経験者
加々美 恭 子	委 員	石和地区
飯 野 久	委 員	御坂地区
石 倉 絹 子	委 員	八代地区
三 枝 秀 康	委 員	境川地区
古 屋 けさよ	委 員	春日居地区

※ ホームページ掲載のお名前は常用漢字で表記しております。

第三次笛吹市社会教育計画

令和5年3月

策定 笛吹市社会教育委員の会議

発行 笛吹市教育委員会
